

令和6年能登半島地震により被災された方々に対するお取扱い

令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

住友生命保険相互会社（取締役 代表執行役社長 高田 幸徳）は、このたびの地震で被災された方々に対して、次のお取扱いをいたします。

1. 契約者貸付利率の減免

このたびの地震により災害救助法が適用された地域^{*}の契約者の方々を対象として、新規に貸し付ける契約者貸付の利率を減免いたします。

貸付上限	解約返戻金の一定割合以内
適用利率	年0.00%
受付期間	2024年1月1日から2024年3月31日まで
適用利率付利期間	2024年7月31日まで

^{*}ただし、次の保険種類を除きます。

- ・予定利率変動型無配当個人年金保険（一時払い）
- ・定額払済保険または定額払済年金保険への変更もしくは年金支払開始日の繰下げを行っていない最低保証付変額保険
- ・払済保険、延長保険または自動延長保険への変更を行っていない変額保険（終身型）および変額保険（有期型）

^{*}システム対応が完了するまでの間は、お客さまあて諸通知等に現行の利率が表示されますが、実際の適用利率は0.00%となります。

※ 災害救助法適用地域の詳細は以下の内閣府ホームページをご参照ください。

https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 入院給付金のお支払い

今回の地震を原因としてケガをされたお客さまが、病院の事情により直ちに入院することができず、一定期間経過後にご入院された場合、お申し出をいただくことにより、ケガをされた日から入院を開始したのものとして入院給付金をお支払いいたします。

また、病院の事情により、本来必要な入院期間より早い退院となり、その後は臨時施設等で治療を受けられた場合等についても、本来必要な入院期間について医師の証明書等をご提出いただくことで入院給付金をお支払いいたします。

3. 災害死亡保険金等のお支払い

災害関係特約については、約款に地震等による災害死亡保険金、災害入院給付金を削減したり支払わない場合があると規定されていますが、今回はこれに該当せず、災害死亡保険金等を全額お支払いいたします。

4. 保険料・Vitality 利用料のお払込み

お客さまからのお申し出により、保険料・Vitality 利用料（Vitality スマート含む）のお払込みを猶予する期間を最長 6 ヶ月間延長いたします。

5. 保険金・給付金、契約者貸付金等のお支払い

お客さまからのお申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

6. 損害保険契約について

損害保険契約につきましては、三井住友海上火災保険株式会社により特別措置が適用されます。詳細は以下の三井住友海上火災保険株式会社ホームページをご参照ください。

https://www.ms-ins.com/information/2023/information_0101_1.html

a. ご契約の継続手続き

継続契約の更改手続きを特別措置適用日（2024 年 1 月 1 日）から 6 ヶ月後の末日（2024 年 7 月末日）まで猶予いたします。

b. 保険料お払込み

保険料のお払込みを特別措置適用日（2024 年 1 月 1 日）から最長 6 ヶ月後の末日（2024 年 7 月末日）までを限度に延期することが可能です。

*各種取扱いの最新情報および各種手続きのお問い合わせ先につきましては、以下の公式ホームページをご参照ください。

<https://www.sumitomolife.co.jp/file/202401shinsaitaiou.pdf>

以上